

一般名処方について

H30年5月より一般名処方を導入している。

内用薬及び外用薬の処方せんの記載様式 【般】 + 「一般名名称」 + 「剤形」 + 「含量」

<基本の考え方>

一般名処方→先発医薬品への調剤	同一規格・同一剤形による調剤のみ可能 (類似する別剤形・含量規格の変更は疑義照会が必要)
一般名処方→後発医薬品への調剤	同一規格・同一剤形および、 内用薬は類似する別剤形・含量規格の変更が可能 外用薬は含量規格の変更のみ可能(剤型変更不可)

一般名処方						
変更不可欄の記載	処方薬の近傍への変更不可の記載	署名押印		含量規格・剤形が同一の医薬品	含量規格・剤形が異なるGE	類似する別剤形のGE
なし	なし	なし	→	○(先発・GE)	○(GEに限る)	○(GEに限る)
	含量規格変更不可	なし	→	○(先発・GE)	×	○(GEに限る)
	剤形変更不可	なし	→	○(先発・GE)	○(GEに限る)	×
	含量規格・剤形変更不可	なし	→	○(先発・GE)	×	×
一般名処方は先発・後発に限らず、同一規格・剤形であれば調剤可能						

銘柄名処方について

銘柄名処方						
変更不可欄の記載	処方薬の近傍への変更不可の記載	署名押印		含量規格・剤形が同一のGE	含量規格・剤形が異なるGE	類似する別剤形のGE
なし	なし	なし	→	○	○	○
なし	含量規格変更不可	なし	→	○	×	○
なし	剤形変更不可	なし	→	○	○	×
なし	含量規格・剤形変更不可	なし	→	○	×	×
「×」		あり	→	×	×	×
含量規格が異なる、または類似する別剤形への変更調剤は処方薬と薬剤料が同じか安くなるGEに限る						